

ID: 1780

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	基準適合命令		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第13条第1項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (基準適合命令等) 第13条 所管行政庁は、第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日